

第 2 章 位置、構造及び設備の技術上の基準

第 11 節 特殊形態の給油取扱所

第 1	特殊形態の給油取扱所の概要
-----	---------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第 17 条第 3 項

次に掲げる給油取扱所については、危政令第 17 条第 1 項、第 2 項に掲げる基準の特例【危規則第 26 条～第 27 条・第 27 条の 3～第 27 条の 5】（第 5 号に掲げるものにあつては、第 1 項に掲げる基準の特例に限る）を定めることができる。

- 一 飛行場で航空機に給油する給油取扱所
- 二 船舶に給油する給油取扱所
- 三 鉄道又は軌道によって運行する車両に給油する給油取扱所
- 四 圧縮天然ガスその他の総務省令で定めるガス【危規則第 27 条の 2】を内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充てんするための設備を設ける給油取扱所（第 6 号に掲げるものを除く。）
- 五 電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を設ける給油取扱所（第 6 号に掲げるものを除く。）
- 六 総務省令で定める自家用の給油取扱所【危規則第 28 条】

○ 危政令第 17 条第 4 項

第 4 類の危険物のうちメタノール若しくはエタノール又はこれらを含有するものを取り扱う給油取扱所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、前三項に掲げる基準を超える特例【危規則第 28 条の 2～第 28 条の 2 の 3】を定めることができる。

○ 危政令第 17 条第 5 項

顧客に自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる給油取扱所として総務省令【危規則第 28 条の 2 の 4】で定めるもの（危政令第 27 条第 6 項第 1 号及び第 1 号の 3 において「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所」という。）については、総務省令で、危政令第 17 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項に掲げる基準を超える特例【危規則第 28 条の 2 の 5～第 28 条の 2 の 8】を定めることができる。

※ これらの給油取扱所については、危政令第 17 条第 1 項、第 2 項の基本形態の給油取扱所に対し特殊な取扱形態の給油取扱所として、その実態を勘案して、以上の特例が定められている。

第 2	航空機給油取扱所の特例基準
-----	---------------

根拠条文 危規則

- 危規則第 26 条（航空機給油取扱所の基準の特例）
- 1 危政令第 17 条第 3 項第 1 号に掲げる給油取扱所（以下「航空機給油取扱所」という。）に係る危政令第 17 条第 3 項の規定による同条第 1 項（屋外給油取扱所）及び第 2 項（屋内給油取扱所）に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。
 - 2 航空機給油取扱所については、危政令第 17 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号（給油空地に係る部分に限る。）、第 5 号（給油空地に係る部分に限る。）、第 7 号ただし書き、第 9 号、第 10 号（給油ホースの長さに係る部分に限る。）及び第 19 号の規定は、適用しない。
 - 3 前項に定めるもののほか、航空機給油取扱所の特例は、次のとおりとする。
 - 一 航空機給油取扱所の給油設備は、次のいずれかとする事。
 - イ 固定給油設備
 - ロ 給油配管等（給油配管（燃料を移送するための配管）及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器）
 - ハ 給油配管及び給油ホース車（給油配管の先端部に接続するホース機器を備えた車両をいう。）
 - ニ 給油タンク車
 - 一の二 航空機給油取扱所には、航空機に直接給油するための空地で次に掲げる要件に適合するものを保有すること。
 - ホ 航空機（給油設備が給油タンク車である航空機給油取扱所にあつては、航空機及び給油タンク車）が当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。
 - ヘ 給油設備が固定給油設備、給油配管等又は給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所にあつては、固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること。
 - 二 前号の空地は、漏れた危険物が浸透しないための危規則第 24 条の 16 の例による舗装をすること。
 - 三 第 1 号の 2 の空地には、可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、漏れた危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように次に掲げる要件に適合する措置を講ずること。
 - イ 可燃性の蒸気が滞留しない構造とすること。

- ロ 当該航空機給油取扱所の給油設備の 1 つから告示で定める数量【危告示第 4 条の 51】の危険物が漏えいするものとした場合において、当該危険物が第 1 号の 2 の空地以外の部分に流出せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に收容されること。ただし、漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができるその他の措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - ハ ロの貯留設備に收容された危険物が外部に流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を收容する貯留設備にあっては、当該危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが航空機給油取扱所外に排出されること。
- 四 給油設備が固定給油設備である航空機給油取扱所は、次によること。
- イ 地下式（ホース機器が地盤面下の箱に設けられる形式をいう。以下この号において同じ。）の固定給油設備を設ける場合には、ホース機器を設ける箱は適当な防水の措置を講ずること。
 - ロ 固定給油設備に危険物を注入するための配管のうち、専用タンクの配管以外のものは、危政令第 9 条第 1 項第 21 号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。
 - ハ 地下式の固定給油設備（ポンプ機器とホース機器とが分離して設置されるものに限る。）を設ける航空機給油取扱所には、当該固定給油設備のポンプ機器を停止する等により専用タンク又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。
- 五 給油設備が給油配管等である航空機給油取扱所は、次によること。
- イ 給油配管には、先端部に弁を設けること。
 - ロ 給油配管は、危政令第 9 条第 1 項第 21 号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。
 - ハ 給油配管の先端部を地盤面下の箱に設ける場合には、当該箱は、適当な防水の措置を講ずること。
 - ニ 給油配管の先端部に接続するホース機器は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とすること。
 - ホ 給油配管の先端部に接続するホース機器には、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
 - ヘ 航空機給油取扱所には、ポンプ機器を停止する等により危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。
- 六 給油設備が給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所は、前

号イからハまで及びへの規定の例によるほか、次によること。

- イ 給油ホース車は、防火上安全な場所に常置すること。
- ロ 給油ホース車には、危規則第24条の6第3項第1号及び第2号の装置を設けること。
- ハ 給油ホース車のホース機器は、危規則第24条の6第3項第3号、第5号本文及び第7号に掲げる給油タンク車の給油設備の例によるものであること。
- ニ 給油ホース車の電気設備は、危政令第15条第1項第13号に掲げる移動タンク貯蔵所の電気設備の例によるものであること。
- ホ 給油ホース車のホース機器には、航空機と電氣的に接続するための導線を設けるとともに、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

○ 危規則第24条の6（給油タンク車の基準の特例）

- 1 航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所（以下この条、第26条、第26条の2、第40条の3の7及び第40条の3の8において「給油タンク車」という。）に係る危政令第15条第3項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
- 2 給油タンク車については、危政令第15条第1項第15号の規定は、適用しない。
- 3 前項に定めるもののほか、給油タンク車の特例は、次のとおりとする。
 - 一 給油タンク車には、エンジン排気筒の先端部に火炎の噴出を防止する装置を設けること。
 - 二 給油タンク車には、給油ホース等が適正に格納されないと発進できない装置を設けること。
 - 三 給油設備は、次に定める構造のものであること。
 - イ 配管は、金属製のものとし、かつ、最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で10分間水圧試験を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。
 - ロ 給油ホースの先端に設ける弁は、危険物の漏れを防止することができる構造とすること。
 - ハ 外装は、難燃性を有する材料で造ること。
 - 四 給油設備には、当該給油設備のポンプ機器を停止する等により移動貯

蔵タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。

五 給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置を設けるとともに、給油ホースの先端部には航空機又は船舶の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具（真ちゅうその他摩擦等によって火花を発生し難い材料で造られたものに限る。）を設けること。ただし、航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。危規則第 40 条の 3 の 7 において同じ。）を設ける場合は、この限りでない。

六 給油設備には、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

七 給油ホースは、最大常用圧力の 2 倍以上の圧力で水圧試験を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

八 船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースは、著しい引張力が加わったときに当該給油タンク車（当該給油ホースを除く。）に著しい引張力を加えず、かつ、当該給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置が講じられたものであること。

○ 危規則第 24 条の 16（給油空地及び注油空地の舗装）

危政令第 17 条第 1 項第 4 号（同条第 2 項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める舗装は、次に掲げる要件に適合する舗装とする。

一 漏れた危険物が浸透し、又は当該危険物によって劣化し、若しくは変形するおそれがないものであること。

二 当該給油取扱所において想定される自動車等の荷重により損傷するおそれがないものであること。

三 耐火性を有するものであること。

表 2-1 形態による区分

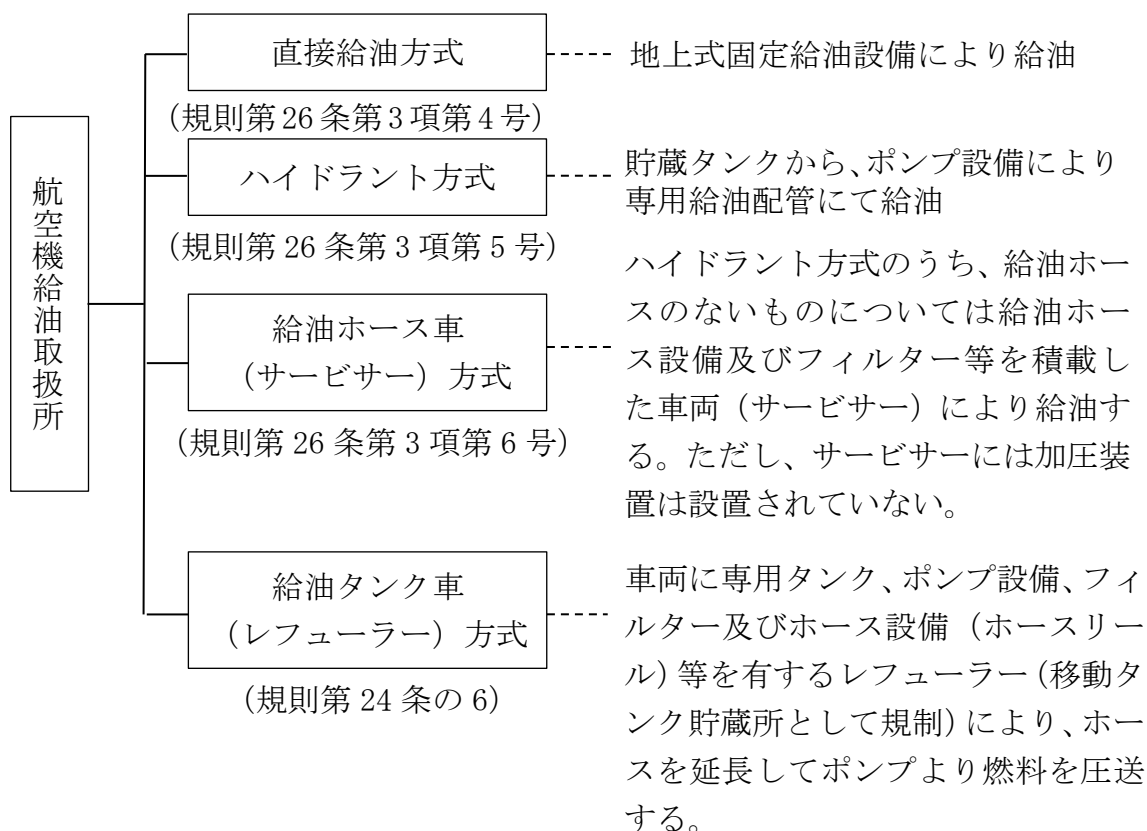


図 2-1 直接給油方式

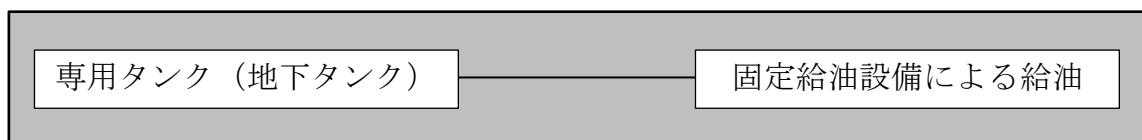


図 2-2 ハイドラント方式

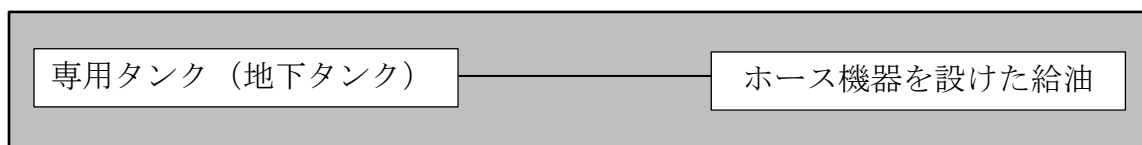


図 2-3 給油ホース車（サービサー方式）

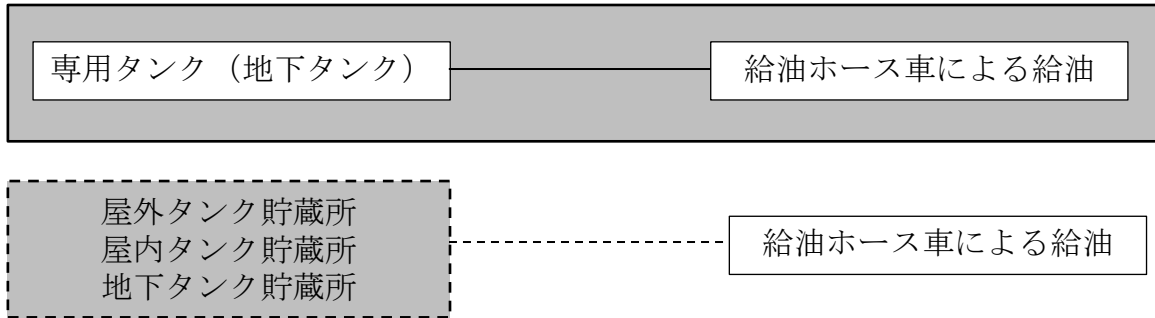
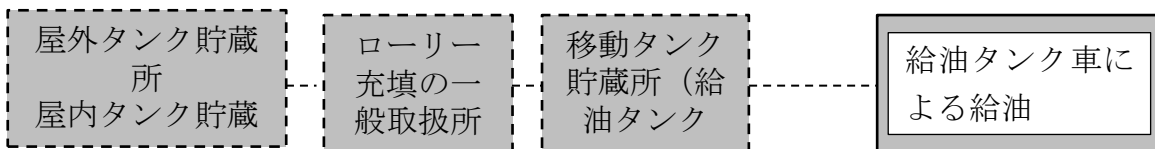



図 2-4 給油タンク車（レフューラー）方式



※  は、一の航空機給油所を示す。

- 危規則第 24 条の 6 第 3 項第 1 号に規定する「火炎の噴出を防止する装置」は次のとおりとする。
- 1 火炎噴出防止装置の構造
火炎噴出防止装置は、遠心式等給油タンク車の排気筒からの火炎及び火粉の噴出を有効に防止できる構造であること。（*）
 - 2 火炎噴出防止装置の取付位置
火炎噴出防止装置は、エンジン排気筒中に設けることとし、消音装置を取り付けたものにあつては、消音装置より下流側に取り付けること。（*）
 - 3 火炎噴出防止装置の取付け上の注意
 - (1) 火炎噴出防止装置本体及び火炎噴出防止装置と排気筒の継目から排気の漏れがないこと。（*）
 - (2) 火炎噴出防止装置は、確実に取り付け、車両の走行等による振動によって有害な損傷を受けないものであること。（*）
 - (3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 15 年国土交通省告示第 1317 号）による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 41 条に基づく排出ガス規制（以下「平成 17 年排出ガス規制」という。）に適合している場合には、これと同等以上の性能を有するものと認められる。なお、当該給油タンク車が当該規制に適合していることは、次のア又はイのいずれかにより確認する。（平成 19 年 3 月 29 日消防危第 68 号

「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」問2)

- ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく車検証、又は、東京国際空港制限区域安全管理規程第48条に基づく車検証に平成17年排出ガス規制の適合車である型式が示されていることよ。
- イ 平成17年排出ガス規制に適合した排出ガス浄化装置を設置している旨の表示を車両の見やすい位置に掲示していること。
- 航空機給油取扱所で使用されている給油タンク車及び給油ホース車について、危政令第15条第1項第13号（危規則第26条第3項第6号二においてその例による場合を含む。）、危規則第24条の6第3項第2号、第4号及び第5号（危規則第26条第3項第6号ハにおいてその例による場合を含む。）並びに危規則第26条第3項第6号ロ（第24条の6第3項第2号の装置に限る。）の基準に一部不適合となるものがあり、これを計画的に改修するには3年程度を要する状況で、この間、給油作業を常時2名以上で実施し、給油中の漏えい等異常の発生、給油終了時の給油ホースの格納等の給油時における監視を行い、緊急時におけるポンプ停止等の措置についても迅速に対応できる体制をとることとした場合、基準の特例を適用し、改修を猶予することとして差し支えない。（平成2年3月31日消防危第28号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」問4）
- 「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、当該給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していることをいう。（平成元年3月3日消防危第15号通知「給油取扱所にかかる危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」第5）
- 空港の場内排水が直接空港敷地内の貯水池に入り、他に流出することがない場合であっても、排水溝及び油分離装置を設けること。（平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問53）
- 危規則第26条第3項に規定する要件を満たせば、航空機に直接給油するための必要な空地は、エプロン全体とすることができる。（平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問53）
- 自衛隊の緊急発進用航空機格納庫内に収納されている航空機の燃料タンクに、格納庫外に停車している給油タンク車に設けられた給油設備を用いて直

第 11 節 特殊形態の給油取扱所
第 2 航空機給油取扱所の特例基準

接給油を行う施設は、出入りする側に壁が設けられており、危政令第 17 条第 2 項第 9 号の規定に適合していないが、下記の要件に適合している場合は、当該規定に危政令第 23 条を適用し、航空機給油取扱所として許可できる。(平成 17 年 12 月 19 日消防危第 295 号「質疑」問 3)

- 1 航空機の出入りする側は格納庫の前後に設けることとし、開口率は出入りする側の見付面積のそれぞれ 50%以上とする。
- 2 屋外の安全な場所に給油タンク車が停車し、かつ、直接給油するために必要な空地を確保し、当該場所を標示する。
- 3 第 3 種泡消火設備又は第 3 種粉末消火設備(移動式のものを含む。)を格納庫と給油タンク車を包含するように設ける。
- 4 自動火災報知設備を設ける。
- 5 給油作業中は格納庫の前後の航空機の出入りする側をすべて開放状態とする。
- 6 給油タンク車を定められた場所に停車させる。
- 7 給油タンク車の給油設備により航空機の燃料タンクに危険物を給油するときは当該燃料タンクと給油ホースを緊結する。

参照

- 「建築物の屋上に設置する航空機給油取扱所」一別記 30「建築物の屋上に設置する航空機給油取扱所」

第 3	船舶給油取扱所の特例基準
-----	--------------

根拠条文 危規則

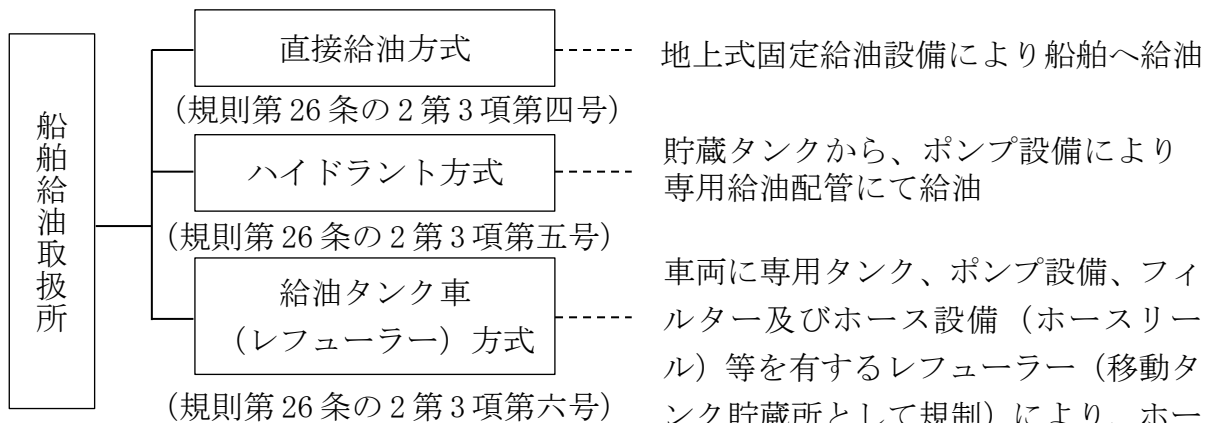
- 危規則第 26 条の 2 (船舶給油取扱所の基準の特例)
- 1 危政令第 17 条第 3 項第 2 号に掲げる給油取扱所 (以下、「船舶給油取扱所」という。)に係る危政令第 17 条第 3 項の規定による同条第 1 項及び第 2 項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
 - 2 船舶給油取扱所については、危政令第 17 条第 1 項 1 号、第 2 号、第 4 号 (給油空地に係る部分に限る。)、第 5 号 (給油空地に係る部分に限る。)、第 7 号ただし書き、第 9 号、第 10 号 (給油ホースの長さに係る部分に限る。) 及び第 19 号の規定は、適用しない。
 - 3 前項に定めるもののほか、船舶給油取扱所の特例は、次のとおりとする。
 - 一 船舶給油取扱所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とすること。ただし、引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物のみを取り扱う給油設備は、給油タンク車 (危規則第 24 条の 6 第 3 項第 5 号本文及び第 8 号に定める基準に適合するものに限る。) とすることができる。
 - 一の二 船舶給油取扱所には、船舶に直接給油するための空地で次に掲げる要件に適合するものを保有すること。
 - イ 係留された船舶に安全かつ円滑に給油することができる広さを有すること。
 - ロ 固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること。(給油設備が給油タンク車のみである船舶給油取扱所を除く。)
 - ハ 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所にあつては、当該給油タンク車が当該空地からはみ出さない広さを有すること。
 - 二 前号の空地は、漏れた危険物が浸透しないための危規則第 24 条の 16 の例による舗装をすること。
 - 三 第一号の二の空地には、可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、漏れた危険物その他の液が当該空地以外の部分に流出しないように危規則第 26 条第 3 項第 3 号の例による措置を講ずること。
 - 三の二 船舶給油取扱所には危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備を設けること。
 - 四 給油設備が固定給油設備である船舶給油取扱所は危規則第 26 条第 3 項第 4 号の規定の例によるものであること。
 - 五 給油設備が給油配管等である船舶給油取扱所は、危政令第 26 条第 3

項第 5 号の規定の例によるものであること。

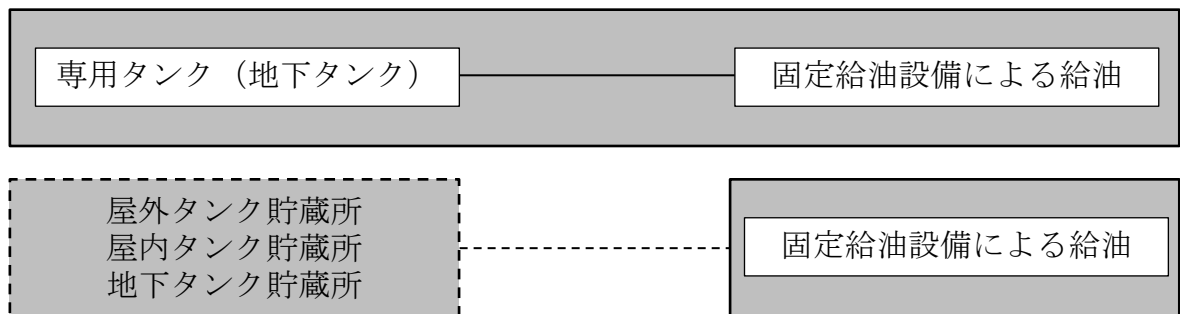
六 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けるとともに、給油タンク車が転落しないようにするための措置を講ずること。

留意事項

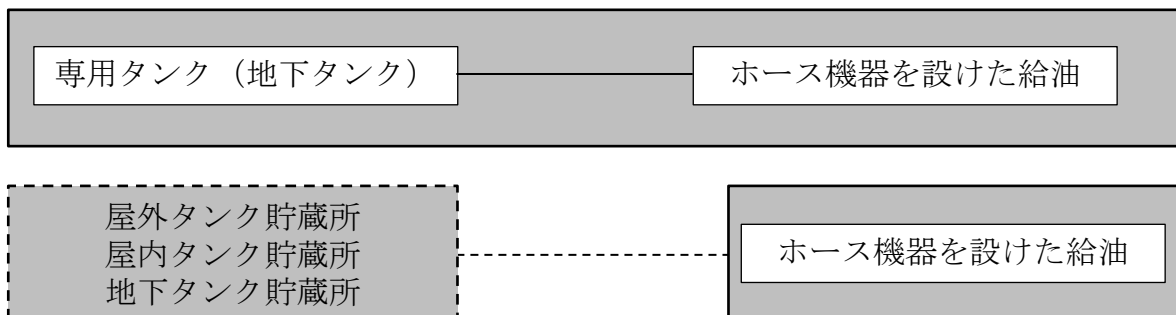
○ 形態による区分



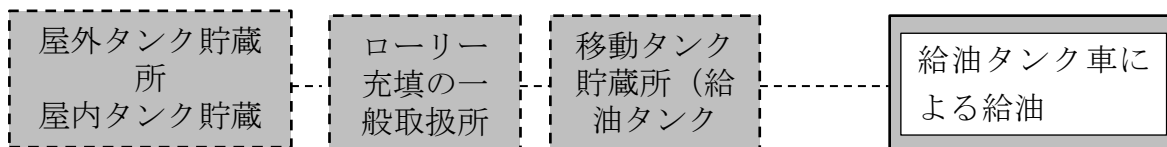
1 直接給油方式




2 ハイドラント方式



3 給油タンク車（レフューラー）方式



※  は、一の船舶給油所を示す。

- 下記の条件でも移動タンク貯蔵所の給油管により直接船舶への給油は認められない。(昭和 52 年 4 月 19 日消防危第 71 号「船舶に対する給油について」)
 - 1 給油場所の区画を明示する。
 - 2 標識、掲示板の掲示
 - 3 消火設備、五種消火設備とする。

- 専用タンクが複数ある場合の回収等の応急の措置を講ずるための設備としての油吸着材の保有量は、最大タンク容量に応じた量とすること。(平成元年 12 月 21 日消防危第 114 号「質疑」問 7)

参照

- 「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」－平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」第 6 及び平成 20 年 5 月 22 日消防危第 264 号「船舶給油取扱所の技術上の基準の運用について」
- 「給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準」－平成 18 年 4 月 25 日消防危第 106 号「給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」

第 4	鉄道給油取扱所の特例基準
-----	--------------

根拠条文 危規則

○ 危規則第 27 条（鉄道給油取扱所の基準の特例）

- 1 危政令第 17 条第 3 項第 3 号に掲げる給油取扱所（以下、「鉄道給油取扱所」という。）に係る危政令第 17 条第 3 項の規定による同条第 1 項及び第 2 項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

- 2 鉄道給油取扱所については、危政令第 17 条第 1 項 1 号、第 2 号、第 4 号（給油空地に係る部分に限る。）、第 5 号（給油空地に係る部分に限る。）、第 7 号ただし書き、第 9 号、第 10 号（給油ホースの長さに係る部分に限る。）及び第 19 号並びに同条第 2 項第 9 号及び第 10 号の規定は、適用しない。

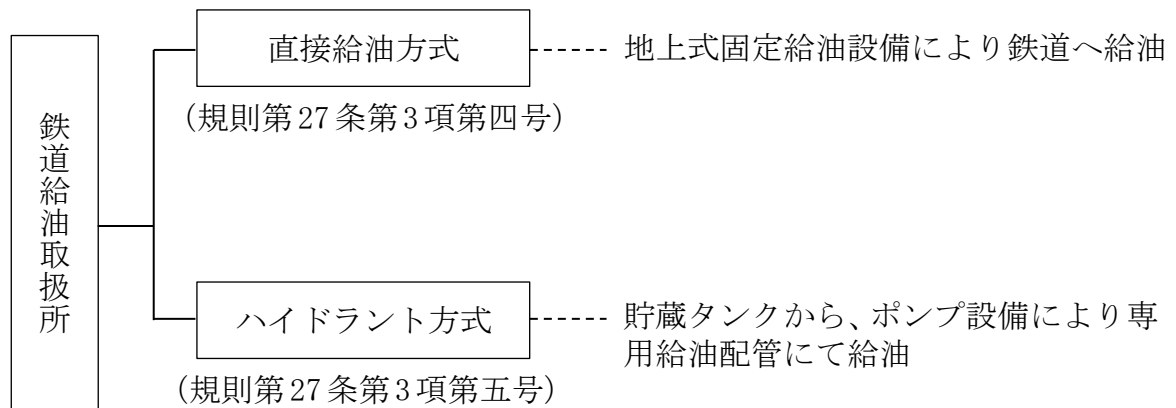
- 3 前項に定めるもののほか、鉄道給油取扱所の特例は、次のとおりとする。
 - 一 鉄道給油取扱所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とすること。
 - 一の二 鉄道給油取扱所には、鉄道又は軌道によって運行する車両に直接給油するための空地で次に掲げる要件に適合するものを保有すること。
 - イ 当該車両が当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油することができる広さを有すること。
 - ロ 固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること。
 - 二 前号の空地のうち危険物が漏れるおそれのある部分は、漏れた危険物が浸透しないための危規則第 24 条の 16 の例による舗装をすること。
 - 三 第 1 号の 2 の空地には、可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れた危険物その他の液体が前号の規定により舗装した部分以外の部分に流出しないように次に掲げる要件に適合する措置を講ずること。
 - イ 可燃性の蒸気が滞留しない構造とすること。
 - ロ 当該鉄道給油取扱所の給油設備の 1 つから告示で定める数量の危険物【危告示第 4 条の 51】が漏れいするものとした場合において、当該危険物が前号の規定により舗装した部分以外の部分に流出せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に收容されること。
 - ハ ロの貯留設備に收容された危険物が外部に流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を收容する貯留設備にあっては、当該危険物を雨水等が分離され、雨水等のみが鉄道給油取扱所外に排出されること。

四 給油設備が固定給油設備である鉄道給油取扱所は、第 26 条第 3 項第 4 号の規定の例によるものであること。

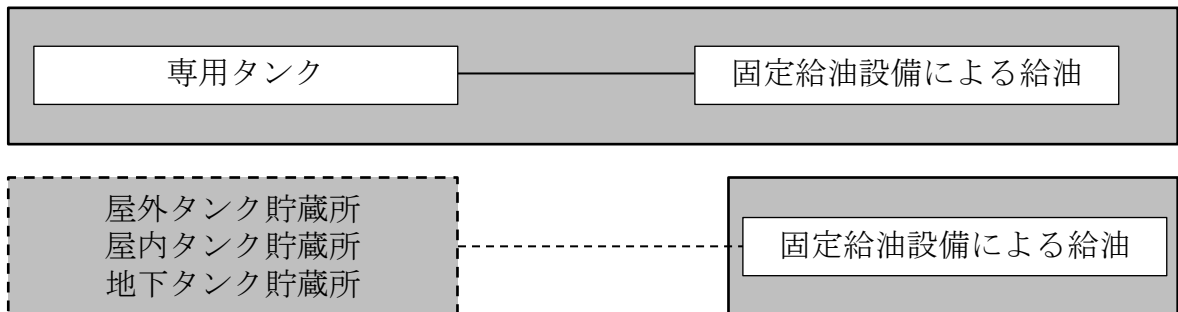
五 給油設備が給油配管等である鉄道給油取扱所は、第 26 条第 3 項第 5 号の規定の例によるものであること。

留意事項

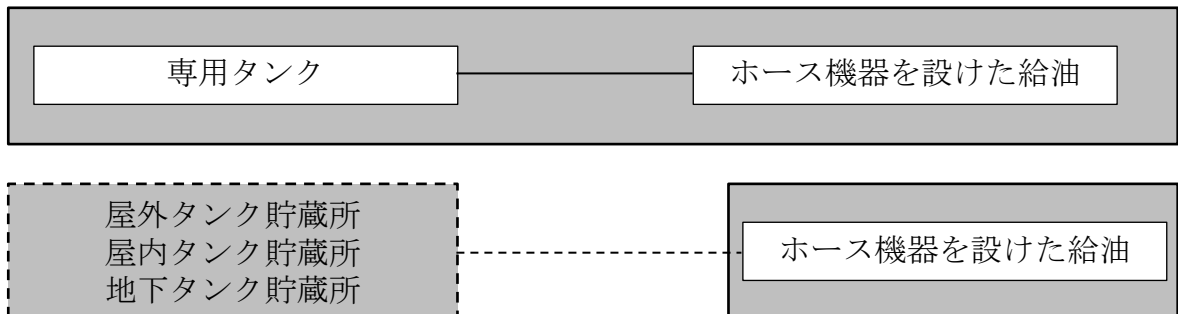
○ 形態による区分



1 直接給油方式



2 ハイドラント方式



※ は、一の鉄道給油所を示す。

参照

- 「鉄道給油取扱所の基準」—平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」第 7

第 11 節 特殊形態の給油取扱所
第 5 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準（屋外）

第 5	圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準（屋外）
-----	-----------------------------

根拠条文 危規則

○ 危規則第 27 条の 3（圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の特例の特例）

1 危政令第 17 条第 3 項第 4 号に掲げる給油取扱所（以下「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」という。）に係る危政令第 17 条第 3 項の規定による同条第 1 項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、危政令第 17 条第 1 項第 16 号から第 18 号まで及び第 22 号の規定は、適用しない。

3 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所には、給油又はこれに付帯する業務その他の業務のための避難又は防火上支障がないと認められる次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けてはならない。この場合において、第 2 号、第 3 号及び第 6 号の用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入するものを除く。）の床面積の合計は、300 m²を超えてはならない。

一 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は圧縮天然ガス等の充填のための作業場

二 給油取扱所の業務を行うための事務所

三 自動車等の点検・整備を行う作業場

四 自動車等の洗浄を行う作業場

五 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所

六 消防法施行令別表第一 1 項、3 項、4 項、8 項、11 項から 13 項イまで、14 項及び 15 項に掲げる防火対象物の用途（前各号に掲げるものを除く。）

4 前項の圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口で、前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の用途に供される部分を除く。）に防火設備を設けること。この場合において、当該建築物の前項第 5 号の用途に供する部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画され、かつ、給油取扱所の敷地内に面する側の壁に出入口がない構造としなければならない。

5 前項の建築物のうち、事務所その他火気を使用するもの（第 3 項第 3 号

及び第4号の用途に供する部分を除く。)は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない危規則第25条の4第5項各号に掲げる構造としなければならない。

6 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設備は、第2号から第6号までに定めるところにより設けなければならない。

一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機及び急速充電設備並びに圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第2条第1項第23号の圧縮天然ガススタンドをいう。以下この項から第8項まで並びに第28条の2の7第4項及び第5項において同じ。）又は液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第2条第1項第20号の液化石油ガススタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）及び防火設備（一般高圧ガス保安規則第6条第1項第39号の防消火設備又は液化石油ガス保安規則第6条第1項第31号の防消火設備のうち防火設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）

二 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機及び急速充電設備の位置、構造又は設備の基準は、それぞれ次のとおりとすること。

イ 自動車等の洗浄を行う設備

第25条の5第2項第1号に定める基準

ロ 自動車等の点検・整備を行う設備

第25条の5第2項第2号に定める基準

ハ 混合燃料油調合器

第25条の5第2項第3号に定める基準

ニ 尿素水溶液供給機

第25条の5第2項第4号に定める基準

ホ 急速充電設備第

25条の5第2項第5号に定める基準

三 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に設ける自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機及び急速充電設備に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。

四 圧縮天然ガススタンドの圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定による

ほか、それぞれ次のとおりとすること。

イ 圧縮機

- (1) 位置は、給油空地及び注油空地（以下この条及び第 27 条の 5 において「給油空地等」という。）以外の場所であること。
- (2) ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのあるものにあつては、吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置を設けること。
- (3) 吐出側直近部分の配管に逆止弁を設けること。
- (4) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ロ 貯蔵設備

- (1) 位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、(2)に定めるところによること。
- (2) 専用タンクの注入口及び第 25 条第 2 号に掲げるタンクの注入口から 8m 以上の距離を保つこと。ただし、地盤面下に設置される場合又はこれらの注入口の周囲で発生した火災の熱の影響を受けないための措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。

ハ ディスペンサー

- (1) 位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、給油空地等においてガスの充填を行うことができない場所であること。
- (2) 充填ホースは、自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。
- (3) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること

ニ ガス配管

- (1) 位置は、イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、(2)に定めるところによること。
- (2) 自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。ただし、自動車等の衝突を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。
- (3) 漏れたガスが滞留するおそれのある場所に設置する場合は、接続部を溶接とすること。ただし、当該接続部の周囲にガスの漏れを検知することができる設備を設けた場合は、この限りでない。
- (4) ガス導管から圧縮機へのガスの供給及び貯蔵設備からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができる装置を設けること。この場合において、当該装置の起動装置は、火災その他の災害

に際し、速やかに操作することができる箇所に設けること。

五 液化石油ガススタンドの受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充填用ポンプ機器、ディスペンサー及びガス配管の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管にあつてはそれぞれ前号イ（(3)を除く。）、ロ、ハ又はニ（(4)中ガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。）の規定の例によることとし、受入設備及び充填用ポンプ機器にあつてはそれぞれ次のとおりとすること。

イ 受入設備

- (1) 位置は、前号イ(1)の圧縮機の位置の例によるほか、給油空地等においてガスの受入れを行うことができない場所であること。
- (2) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ロ 充填用ポンプ機器

- (1) 位置は、前号イ(1)の圧縮機の位置の例によること。
- (2) ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するための措置を講ずること。
- (3) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

六 防火設備の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、そのポンプ機器にあつては、次のとおりとすること。

イ 位置は、第 4 号イ(1)の圧縮機の位置の例によること。

ロ 起動装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所に設けること。

7 第 3 項から前項までに定めるもののほか、圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例は、この項及び次項のとおりとする。

一 防火設備から放出された水が、給油空地等、危政令第 17 条第 1 項第 20 号に規定するポンプ室等並びに専用タンクの注入口及び第 25 条第 2 号に掲げるタンクの注入口付近に達することを防止するための措置を講ずること。

二 簡易タンク又は専用タンクの注入口若しくは第 25 条第 2 号に掲げるタンクの注入口から漏れた危険物が、前項第 4 号から第 6 号までに掲げる設備が設置されている部分（地盤面下の部分を除く。）に達することを防止するための措置を講ずること。

三 固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクには、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

四 簡易タンクを設ける場合には、圧縮天然ガススタンド又は液化石油ガススタンドのガス設備から火災が発生した場合に当該タンクへの延焼を防止するための措置を講ずること。

8 第6項第4号ハ(1)及びニ(1)の規定にかかわらず、次に掲げる措置のすべてを講じた場合又は給油空地が軽油のみを取り扱う固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地である場合は、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地（固定給油設備（懸垂式のものを除く。）のうちホース機器の周囲に保有する空地に限る。以下この項、第27条の5第7項並びに第28条の2の7第4項及び第5項において同じ。）に設置することができる。

一 固定給油設備（ホース機器の周囲に保有する給油空地に圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を設置するものに限る。以下この項並びに第28条の2の7第4項及び第5項において同じ。）の構造及び設備は、次によること。

イ 給油ホース（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱うものに限る。以下この号及び第27条の5第7項第1号において同じ。）の先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。

ロ 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズル（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱うものに限る。以下この号及び第27条の5第7項第1号において同じ。）を設ける固定給油設備は、次によること。

(1) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。

(2) 第25条の2第2号ハの規定にかかわらず、給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。

ハ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとする。

ニ 1回の連続したガソリン、メタノール等又はエタノール等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。

ホ 固定給油設備には、当該固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあつては、ホース機器。以下この号及び第27条の5第7項第1号において同じ。）が転倒した場

第 5 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準（屋外）

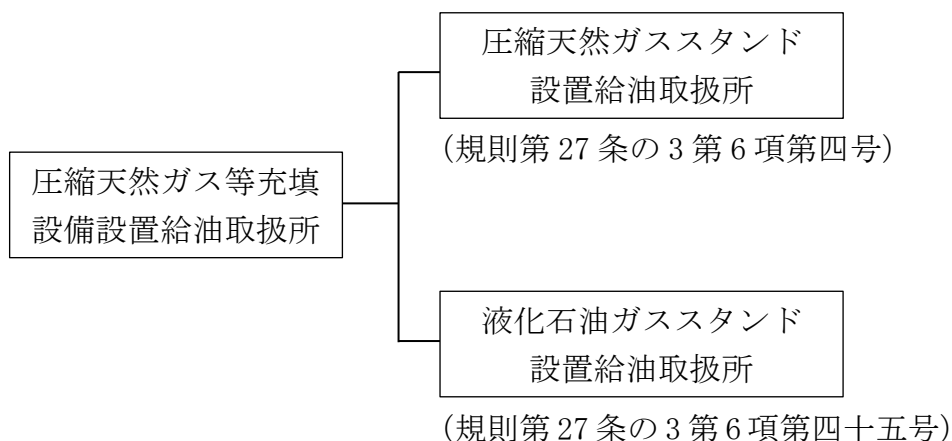
合において当該固定給油設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン、メタノール等又はエタノール等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

二 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン、メタノール等又はエタノール等が、当該給油空地内の圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所、圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管が設置されている部分に達することを防止するための措置を講ずること。

三 火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置を設けること。

留意事項

○ 形態による区分



○ 平成 10 年 3 月 11 日消防危第 22 号第 1-2(1)ウ(イ)中の「防火設備を設置することを要しないディスプレイ」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 一般高圧ガス保安規則第 7 条第 2 項の圧縮天然ガススタンドのディスプレイ
- 2 一般高圧ガス保安規則第 7 条第 1 項の圧縮天然ガススタンドのディスプレイに、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成 24 年 12 月 26 日付け 20121204 商局第 6 号別紙別添）31. 防消火設備 4-4.2-（7）により追加の措置（同規則第 7 条第 2 項第 9 号）を講じたもの（平成 29 年 3 月 31 日消防危第 71 号「質疑」問 1）

- 危政令第 17 条第 1 項第 4 号の漏れた危険物が浸透しないこと及び第 5 号の漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該給油空地以外の部分に流出しないことに適合する場合は、圧縮天然ガススタンドのガス配管を設置するためのトレンチ又はガソリン等の漏えい範囲を限定することを目的として溝を給油空地内に設けることができる（平成 29 年 3 月 31 日消防危第 71 号「質疑」問 2）

参照

- 「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準の運用について」
—平成 10 年 3 月 11 日消防危第 22 号「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準にかかる運用上の指針について」

第 6	圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例基準（屋内）
-----	-----------------------------

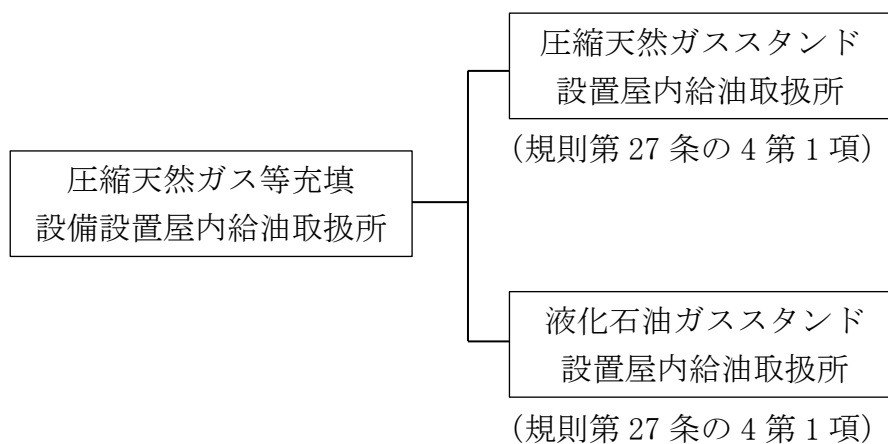
根拠条文 危規則

○ 危規則第 27 条の 4（圧縮天然ガス等充填設備設置屋内給油取扱所の基準の特例）

- 1 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に係る危政令第 17 条第 3 項の規定による同条第 2 項に掲げる基準の特例は、危規則第 27 条の 3 第 3 項、第 6 項から第 8 項までの規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 2 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所については、危政令第 17 条第 2 項においてその例によるものとされる同条第 1 項第 16 号及び第 22 号並びに同条第 2 項第 7 号及び第 9 号ただし書の規定は、適用しない。
- 3 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口（自動車等の出入口で前条第 3 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の用途に供する部分に設けるものを除く。）には、防火設備を設けなければならない。
- 4 危政令第 17 条第 2 項第 1 号の建築物は、建築物屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有しないものでなければならない。

留意事項

○ 形態による区分



第 7	圧縮水素充填設備設置給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）
-----	-------------------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第 27 条の 5（圧縮水素充填設備設置給油取扱所の特例の基準）
- 1 危政令第 17 条第 3 項第 5 号に掲げる給油取扱所（水素を充填するための設備は、圧縮水素を充填するための設備に限る。以下「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」という。）に係る危政令第 17 条第 3 項の規定による同条第 1 項に掲げる基準の特例は、第 27 条の 3 第 3 項から第 5 項までの規定の例によるほか、この条の定めるところによる。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「圧縮天然ガス等」とあるのは、「圧縮水素」とする。
 - 2 圧縮水素充填設備設置給油取扱所については、危政令第 17 条第 1 項第 7 号、第 8 号、第 16 号から第 18 号まで及び第 22 号の規定は、適用しない。
 - 3 圧縮水素充填設備設置給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク、危険物から水素を製造するための改質装置に接続する原料タンク又は容量 10,000ℓ以下の第 25 条で定めるタンク（以下この条において「専用タンク等」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けてはならない。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 5 号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量 600ℓ以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに 1 個ずつ 3 個まで設けることができる。
 - 4 前項の専用タンク等又は簡易タンクを設ける場合には、当該専用タンク等又は簡易タンクの位置、構造及び設備は、次によらなければならない。
 - 一 専用タンク等の位置、構造及び設備は、危政令第 13 条第 1 項（第 5 号、第 9 号（掲示板に係る部分に限る。）、第 9 号の 2 及び第 12 号を除く。）、同条第 2 項（同項においてその例によるものとされる同条第 1 項第 5 号、第 9 号（掲示板に係る部分に限る。）、第 9 号の 2 及び第 12 号を除く。）又は同条第 3 項（同項においてその例によるものとされる同条第 1 項第 5 号、第 9 号（掲示板に係る部分に限る。）、第 9 号の 2 及び第 12 号を除く。）に掲げる地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるものであること。
 - 二 簡易タンクの構造及び設備は、危政令第 14 条第 4 号及び第 6 号から

第 11 節 特殊形態の給油取扱所

第 7 号 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の特例基準（屋外給油取扱所）

第 8 号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の簡易貯蔵タンクの構造及び設備の例によるものであること。

- 5 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第 1 号に掲げるものとし、当該設備は、第 27 条の 3 第 6 項第 2 号、第 3 号及び第 6 号の規定の例によるほか、第 2 号及び第 3 号に定めるところにより設けなければならない。この場合において、第 27 条の 3 第 6 項第 3 号中「圧縮天然ガス等」とあるのは「圧縮水素」と、同項第 6 号中「防火設備」とあるのは「第 27 条の 5 第 5 項第 1 号に規定する防火設備又は温度の上昇を防止するための装置」とする。
- 一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機、急速充電設備及び危険物から水素を製造するための改質装置並びに圧縮水素スタンド（一般高圧ガス保安規則第 2 条第 1 項第 25 号の圧縮水素スタンドをいう。以下この項から第 7 項までにおいて同じ。）及び防火設備（同規則第 6 条第 1 項第 39 号の防消火設備のうち防火設備をいう。次項において同じ。）又は温度の上昇を防止するための装置（同規則第 7 条の 3 第 2 項第 15 号、第 19 号及び第 20 号の温度の上昇を防止するための装置をいう。次項において同じ。）
- 二 危険物から水素を製造するための改質装置の位置、構造及び設備の基準は、危政令第 9 条第 1 項第 12 号から第 16 号まで、第 18 号、第 21 号及び第 22 号の規定の例によるほか、次のとおりとすること。
- イ 危険物から水素を製造するための改質装置は、自動車等が衝突するおそれのない屋外に設置すること。
- ロ 改質原料及び水素が漏えいした場合に危険物から水素を製造するための改質装置の運転を自動的に停止させる装置を設けること。
- ハ ポンプ設備は、改質原料の吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するための措置を講ずること。
- ニ 危険物から水素を製造するための改質装置における危険物の取扱量は、指定数量の 10 倍未満であること。
- 三 圧縮水素スタンドの改質装置（前号に掲げる改質装置を除く。以下この号において同じ。）、液化水素の貯槽、液化水素昇圧ポンプ、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、液化水素配管及びガス配管並びに液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、それぞれ次のとおりとすること。

-
- イ 改質装置の位置、構造及び設備の基準は、前号イからハまでの規定の例によること。
- ロ 液化水素の貯槽には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。
- ハ 液化水素昇圧ポンプには、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。
- ニ 送ガス蒸発器には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。
- ホ 圧縮機
- (1) ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのあるものにあつては、吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置を設けること。
 - (2) 吐出側直近部分の配管に逆止弁を設けること。
 - (3) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。
- ヘ 蓄圧器には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。
- ト ディスペンサー
- (1) 位置は、給油空地等以外の場所であり、かつ、給油空地等において圧縮水素の充填を行うことができない場所であること。
 - (2) 充填ホースは、自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とし、かつ、著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置が講じられたものであること。
 - (3) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。
 - (4) 自動車等の衝突を検知し、運転を自動的に停止する構造のものとする。
- チ 液化水素配管及びガス配管
- (1) 位置は、給油空地等以外の場所とするほか、(2)に定めるところによること。
 - (2) 自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。ただし、自動車等の衝突を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。
 - (3) 液化水素配管又はガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置を講ずること。
 - (4) 漏れたガスが滞留するおそれのある場所に設置する場合には、接続部を溶接とすること。ただし、当該接続部の周囲にガスの漏れを

検知することができる設備を設けた場合は、この限りでない。

- (5) 蓄圧器からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができる装置を設けること。この場合において、当該装置の起動装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所に設けること。

リ 液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備

- (1) 位置は、給油空地等以外の場所であり、かつ、給油空地等において液化水素又はガスの受入れを行うことができない場所であること。
- (2) 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

6 第 3 項から前項までに定めるもののほか、圧縮水素充填設備設置給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

一 改質装置、液化水素の貯槽、液化水素昇圧ポンプ、送ガス蒸発器、圧縮機及び蓄圧器と給油空地等、簡易タンク及び専用タンク等の注入口との間に障壁を設けること。

二 防火設備又は温度の上昇を防止するための装置から放出された水が、給油空地等、危政令第 17 条第 1 項第 20 号に規定するポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置を講ずること。

三 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、ディスペンサーに達することを防止するための措置を講ずること。

四 固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクには、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

五 簡易タンクを設ける場合には、圧縮水素スタンドの設備から火災が発生した場合に当該タンクへの延焼を防止するための措置を講ずること。

六 液化水素の貯槽を設ける場合には、固定給油設備又は固定注油設備から火災が発生した場合にその熱が当該貯槽に著しく影響を及ぼすおそれのないようにするための措置を講ずること。

7 第 5 項第 3 号ト(1)及びチ(1)の規定にかかわらず、次に掲げる措置の全てを講じた場合又は給油空地が軽油のみを取り扱う固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地である場合は、圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することができる。

-
- 一 固定給油設備（ホース機器の周囲に保有する給油空地に圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を設置するものに限る。以下この項において同じ。）の構造及び設備は、次によること。
- イ 給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。
- ロ 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける固定給油設備は、次によること。
- (1) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。
- (2) 第 25 条の 2 第 2 号ハの規定にかかわらず、給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
- ハ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとする。
- ニ 1 回の連続したガソリン、メタノール等又はエタノール等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。
- ホ 固定給油設備には、当該固定給油設備が転倒した場合において当該固定給油設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン、メタノール等又はエタノール等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。
- 二 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン、メタノール等又はエタノール等が、当該給油空地内の圧縮水素を充填するために自動車等が停車する場所、圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分に達することを防止するための措置を講ずること。
- 三 火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置を設けること。

参照

- 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用について一平成 27 年 6 月 5 日消防危第 123 号「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針」

第 8	自家用給油取扱所の特例基準
-----	---------------

根拠条文 危規則

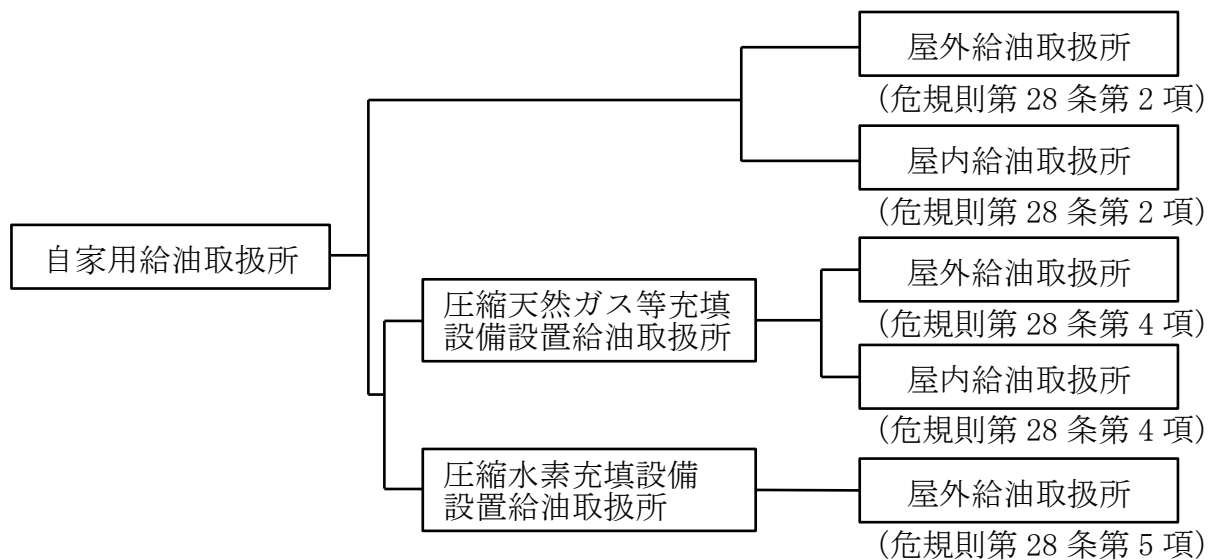
○ 危規則第 28 条（自家用給油取扱所の基準の特例）

- 1 危政令第 17 条第 3 項第 6 号の総務省令で定める自家用の給油取扱所は、専ら給油設備によって給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等（以下この条において「所有者等の自動車等」という。）の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によって給油取扱所の所有者等の自動車等に直接給油するため危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業を行う取扱所とする。
 - 一 給油設備からガソリンを当該給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が所有し、管理し、若しくは占有する容器（次号において「所有者等の容器」という。）に詰め替え、又は軽油を当該給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が所有し、管理し、若しくは占有する車両に固定された容量 4,000ℓ以下のタンク（容量 2,000ℓを超えるタンクにあっては、その内部を 2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る。次号において「所有者等のタンク」という。）に注入する作業
 - 二 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を当該給油取扱所の所有者等の容器に詰め替え、又は当該給油取扱所の所有者等のタンクに注入する作業
- 2 前項の給油取扱所に係る危政令第 17 条第 3 項の規定による同条第 1 項及び第 2 項に掲げる基準の特例は、次項から第 5 項までに定めるところによる。
- 3 第 1 項の給油取扱所（次項及び第 5 項に定めるものを除く。）については、令第 17 条第 1 項第 2 号（間口及び奥行の長さに係る部分に限る。）及び同項第 7 号ただし書（簡易タンクを設けることができる地域に関する制限に係る部分に限る。）並びに第 24 条の 14 第 1 号の規定は、適用しない。
- 4 第 1 項の給油取扱所（圧縮天然ガス等を充てんするための設備を設けるものに限る。）は、屋内給油取扱所以外の給油取扱所にあつては第 27 条の 3、屋内給油取扱所にあつては第 27 条の 4 の規定に適合しなければならない。
- 5 第一項の給油取扱所（電気を動力源とする自動車等に水素を充てんする

ための設備を設けるものに限る。) は、屋内給油取扱所以外の給油取扱所であって、かつ、第 27 条の 5 の規定に適合しなければならない。

留意事項

○ 形態による区分



○ 持株会社である A 社の子会社である B 社が自家用給油取扱所の所有者となっており、B 社と関連会社 (C 社, D 社) や協力会社 (E 社)、整備会員 (F 社) との間で、企業間の車両管理及び給油に関する業務委託契約を締結し、関連会社等の自動車 1 台ごとに B 社が給油カードを発行して、B 社の管理の下に自家用給油取扱所において給油を行うとのことである。また、当該給油取扱所において、不特定の車両への給油は行わないとのことであり、持株会社制に移行する前と実態としては変わらないとのことである。このような場合について、B 社の給油取扱所を自家用の給油取扱所として認められる。(平成 31 年 4 月 19 日消防危第 81 号「質疑」問 11)

○ キー式計量機

キー式計量機の設置は、自家用給油取扱所のみ認めることができるものとする。(指導)

○ 「土木建設重機等への給油について」(昭和 57 年 5 月 7 日消防危第 56 号「土木建設重機等への給油について」)

危政令第 27 条第 6 項第一号イの自動車等とは、土木建設重機 (ブルドーザー、パワーシャベル等主にキャタピラを有する車両) も含まれる。ま

た、最大数量2,000ℓ以下の給油ノズル付移動タンク貯蔵所にて、ダム工事現場内で土木建設重機等（主にキャタピラを有する車両）への直接給油行為は認められず、指定数量未満のミニローリーでの同様の行為は適当でない。

○「工事現場等の屋外自家用給油取扱所について」（昭和48年11月16日消防予第146号「土木建設重機等への給油について」）

1 ダム工事現場、大規模な土地造成、土砂採取等（以下「工事現場等」という。）の現場において、給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとして、工事現場等で使用する重機車両等に給油する取扱所については、当該場所が火災予防上支障なく、かつ、次の(1)から(7)に適合するときは、工事現場等の特殊性にかんがみ、危政令第17条第1項（第四号を除く。）の規定について危政令第23条を適用し、その設置を認めることができる。

- (1) 取り扱う危険物は、軽油又は潤滑油とすること。
- (2) 給油取扱所の周囲（作業車の出入口を除く。）は、さく等により明確に区画するものとする。
- (3) 給油取扱所には、第4類の危険物の火災に適応する第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1以上設けること。
- (4) 給油設備は、次のアからクに適合するものであること。
 - ア 給油設備を備えた車両は、道路運送車両法第11条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。
 - イ 給油設備は、車両のシャシフレームに堅固に固定されていること。
 - ウ 危険物を収納するタンクの構造及び設備は、危政令第15条に定める移動貯蔵タンクの構造及び設備の基準に適合すること。ただし、潤滑油を収納する専用のタンクにあつては、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に作り、かつ、当該タンクの外面は、さび止めのための塗装をすれば足りるものとする。
 - エ 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設けること。
 - オ 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
 - カ 給油のための装置のエンジン（以下「エンジン」という。）及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に0.5m以上の間隔を保つこと。
 - キ エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。
 - ク 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定

し、かつ、接地すること。

2 工事の進捗に伴い比較的頻繁に給油場所を移動させなければならない場合、一の給油場所における危険物の取扱いが10日以内であって、かつ上記1の要件に適合する場合は、消防法第10条第1項ただし書きに規定する仮の取扱い（以下「仮取扱い」という。）とするのが適当である。なお、仮取扱いの承認にあたっては、次のとおりとする。

- (1) 仮取扱いの場所には、周囲の見やすい箇所に、仮取扱いの場所である旨および仮取扱い承認番号、仮取扱いの期間、取り扱う危険物の類別、品名、最大数量を記載した掲示板ならびに防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を掲げさせること。
- (2) 危険物の取扱いにあたっては、危険物取扱者が取り扱うか、または危険物取扱者の立会いのもとに行なわせること。

○ 昭和48年11月6日付け消防予第146号の予防課長回答による工事現場等における自家用給油取扱所で取り扱う危険物として、軽油及び潤滑油とされているが、灯油を使用する重機等があり、灯油の性質等からその取扱いを認めて差し支えない。（昭和56年9月25日消防危第120号「質疑」問2）

○ 「レンタカーに給油する給油取扱所について」（昭和55年11月14日消防危第137号「質疑」）

給油対象車を設置者が所有し、管理し、または占有するレンタカーとし、給油設備を簡易タンク1基、給油した油の代金はレンタカーを借りた人から徴収するような取扱いの場合、自家用給油取扱所として取り扱ってさしつかえない。

○ 「自家用給油取扱所の範囲について」（昭和58年11月7日消防危第106号「質疑」）

複数の運送会社でトラック運送事業強打同組合を組織し、この組合に加入する組合員（法人及び個人）が所有し、管理し、又は占有するトラックに給油するためトラック運送事業協同組合の事業所と同一敷地内に同組合理事長（組合員の代表）が所有し、管理する給油取扱所を設置し、給油した代金は組合が月末に各組合員から徴収するものは、設置者が協同組合理事長（組合員の代表）である場合、当該施設は各組合員の所有し、管理し、又は占有したものと認め、当給油所を自家用給油取扱所として取り扱うことができる。また、各組合員の連名でも設置基準に合致していれば許可が可能で、この場合は各組合員の所有し、管理し、又は占有する施設と

解することができる。

参照

- 「敷地外に設置した屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクとの接続について」
－平成 27 年 4 月 24 日消防危第 91 号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」

第 9	メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準（屋外）
-----	-------------------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第 28 条の 2（メタノール等及びエタノール等の屋外給油取扱所の特例）
- 1 メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る危政令第 17 条第 4 項の規定による同条第 1 項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。
 - 一 削除
 - 二 メタノールを取り扱う専用タンクを設ける場合には、当該専用タンクの位置、構造及び設備は、次によること。
 - イ 危政令第 17 条第 1 項第 8 号イにおいてその例によるものとされる危政令第 13 条第 1 項第 13 号の規定にかかわらず、専用タンク又はその周囲には、当該専用タンクからのメタノールの漏れを検知することができる装置を設けること。ただし、専用タンクに同条第 2 項第 1 号イ又はロに掲げる措置を講じたものにあつては、この限りでない。
 - ロ 専用タンクの注入口には、弁及び危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けること。
 - ハ 専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量 4 m³以上の設備を設けること。
 - ニ 危政令第 17 条第 1 項第 8 号イにおいてその例によるものとされる危政令第 13 条第 3 項の規定は、適用しないこと。
 - 三 第 4 類の危険物のうちメタノールを含有するものを取り扱う専用タンクを設ける場合には、当該専用タンクの位置、構造及び設備は、前号ハ及びニに適合するものであること。
 - 四 メタノールを取り扱う簡易タンクを設ける場合には、当該簡易タンクの注入口に弁を設けること。
 - 2 エタノールを取り扱う給油取扱所に係る危政令第 17 条第 4 項の規定による同条第 1 項に掲げる基準を超える特例は、前項（第 3 号を除く。）の例による。
 - 3 第 4 類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所に係る危政令第 17 条第 4 項の規定による同条第 1 項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。
 - 一 第 4 類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量 4 m³以上の設備を設けること。ただし、専用タンクの注入口から当該危険物が漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分

に流出するおそれのない場合にあっては、この限りではない

- 二 第23条の3第2号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に4箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備を設けるもの
にあっては、当該設備により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合には、危政令第17条第1項第8号イにおいてその例によるものとされる令第13条第3項の規定は、適用しない。

※ メタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所とは、第4類のうちメタノール若しくはメタノールを含有するもの（以下「メタノール等」という。）、または第4類のうちエタノール若しくはエタノールを含有するもの（以下「エタノール等」という。）を自動車燃料タンクに直接給油するための取扱所である。

留意事項

- メタノールを含有する燃料を給油取扱所において取り扱う場合には、メタノールの含有率にかかわらず、位置、構造及び設備が危険物の規制に関する政令第17条第4項に規定する技術上の基準に適合している給油取扱所において行うこと。（平成11年8月3日消防危第72号「メタノールを含有する自動車用燃料の取扱いについて」）
- 危政令第17条第4項に規定するエタノールを含有するものとは、エタノールを含有する第4類の危険物の総称であり、平成20年3月24日付け消防危第44号で運用基準を示しているE3についても、エタノールを含有するものに含まれるものであること。また、バイオエタノールの一種であるETBE（エチルターシャリーブチルエーテル）をガソリンに混合したものは、令第17条第4項に規定するエタノールを含有するものには含まれないものであること。エタノールを含有するもののうち、「揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）」に規定する規格に適合し、販売されるものについては、当該法律において揮発油と位置付けられるが、改正政令及び改正省令により、当該揮発油を取り扱う給油取扱所については、危政令第17条第4項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されるものであること。
- ETBEを含有したガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用について
- 1 「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格に適合し、販売されているETBEを含有したガソリンについては、第4類第1石油類（法別表第1備考第12号のガソリン）に該当するものであること。

第 11 節 特殊形態の給油取扱所

第 9 メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準（屋外）

- 2 給油取扱所において ETBE を含有したガソリンの貯蔵・取扱いを行う場合には、通常のガソリンと同様の技術上の基準によるものとする。 (平成 20 年 3 月 24 日消防危第 45 号「ETBE を含有したガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用について」)

参照

- 「メタノール等を取り扱う給油取扱所の運用について」－平成 6 年 3 月 25 日消防危第 28 号「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について」
- 「エタノールを含有するものに関する事項」－平成 24 年 1 月 11 日消防危第 2 号「エタノール等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準に係る運用について」

第10	メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準（屋内）
-----	-------------------------------

根拠条文 危規則

○ 危規則第28条の2の2（メタノール等及びエタノール等の屋内給油取扱所の特例）

- 1 メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る危政令第17条第4項の規定による同条第2項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。
 - 一 削除
 - 二 メタノールを取り扱う専用タンクを設ける場合には、当該専用タンクの位置、構造及び設備は、前条第2号ハの規定の例によるほか、次によること。
 - イ 危政令第17条第2項第2号においてその例によるものとされる危政令第13条第1項第13号の規定にかかわらず、専用タンク又はその周囲には、当該専用タンクからのメタノールの漏れを検知することができる装置を設けること。ただし、専用タンクに同条第2項第1号イ又はロに掲げる措置を講じたものにあつては、この限りでない。
 - ロ 専用タンクの注入口には、弁を設けること。
 - ハ 危政令第17条第2項第2号においてその例によるものとされる危政令第13条第3項の規定は、適用しないこと。
 - 三 第4類の危険物のうちメタノールを含有するものを取り扱う専用タンクを設ける場合には、当該専用タンクの位置、構造及び設備は、前条第2号ハ及び前号ハに適合するものであること。
- 2 エタノールを取り扱う給油取扱所に係る危政令第17条第4項の規定による同条第2項に掲げる基準を超える特例は、前項（第3号を除く。）の例による。
- 3 第4類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所に係る危政令第17条第4項の規定による同条第2項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。
 - 一 第4類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの注入口の周囲には、排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量4 m³以上の設備を設けること。ただし、専用タンクの注入口から当該危険物が漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合にあつては、この限りではない。
 - 二 危規則第23条の3第2号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に4箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備を設け

るものにあつては、当該設備により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合には、危政令第 17 条第 1 項第 8 号イにおいてその例によるものとされる危政令第 13 条第 3 項の規定は、適用しない。

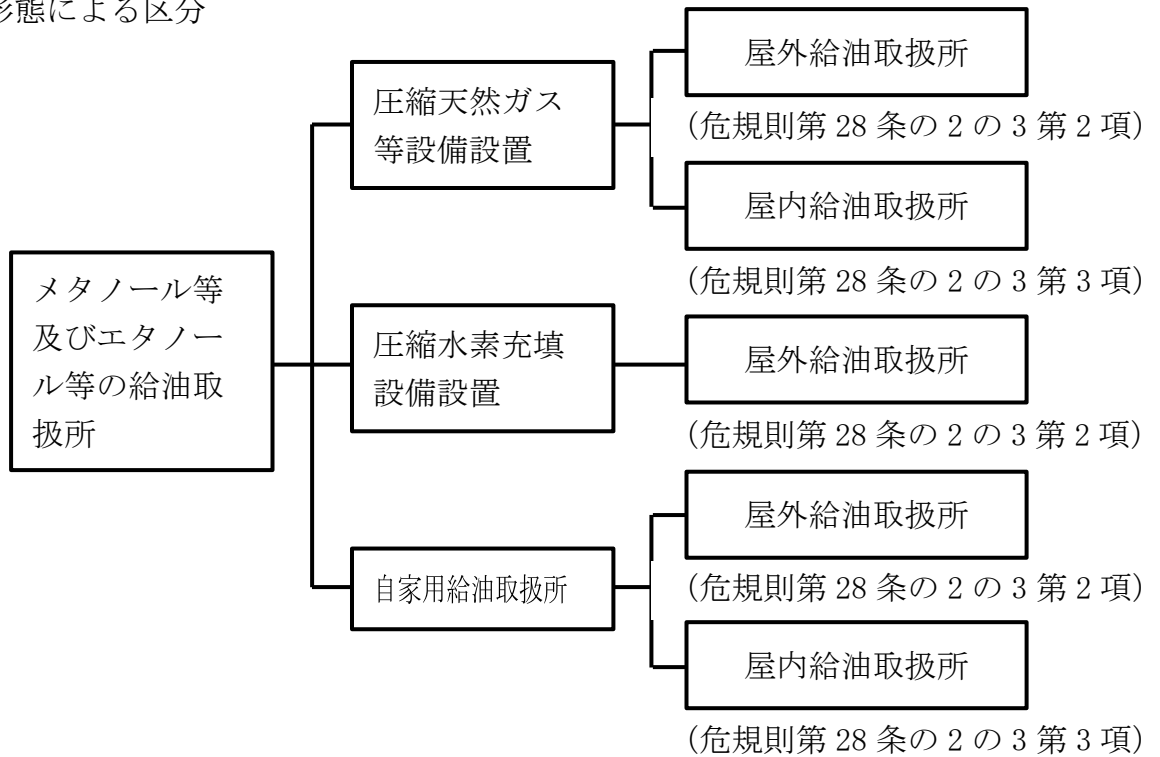
第 11	メタノール等及びエタノール等の給油取扱所の特例基準（圧縮天然ガス等）
------	------------------------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第 28 条の 2 の 3（メタノール等及びエタノール等の圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の基準の特例）
- 1 メタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所（圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び危規則第 28 条第 1 項の自家用の給油取扱所に限る。）に係る危政令第 17 条第 4 項の規定による同条第 3 項に掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。
 - 2 前項の給油取扱所（次項に定めるものを除く。）のうち、メタノール等を取り扱うものにあつては危規則第 28 条の 2 第 1 項の規定に、エタノールを取り扱うものにあつては同条第 2 項の規定に、第 4 類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱うものにあつては同条第 3 項の規定に、それぞれ適合しなければならない。
 - 3 第 1 項の給油取扱所（屋内給油取扱所に該当するものに限る。）のうち、メタノール等を取り扱うものにあつては危規則第 28 条の 2 の 2 第 2 項の規定に、エタノールを取り扱うものにあつては同条第 2 項の規定に、第 4 類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱うものにあつては同条第 3 項の規定に、それぞれ適合しなければならない。

留意事項

○ 形態による区分



第 12	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準（屋外）
------	----------------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第 28 条の 2 の 4（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所）

危政令第 17 条第 5 項の総務省令で定める給油取扱所は、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所である。

- 危規則第 28 条の 2 の 5（顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例）

前条の給油取扱所に係る危政令第 17 条第 5 項の規定による同条第 1 項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

 - 一 顧客に自ら給油等させる給油取扱所には、当該給油取扱所に進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨を表示すること。
 - 二 顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備（以下「顧客用固定給油設備」という。）の構造及び設備は、次によること。
 - イ 給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。
 - ロ 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける顧客用固定給油設備は、次によること。
 - (1) 給油作業を開始しようとする場合において、給油ノズルの手動開閉装置が開放状態であるときは、当該手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ給油を開始することができない構造のものとする。
 - (2) 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。
 - (3) 引火点が 40℃未満の危険物を取り扱うホース機器にあつては、自動車等の燃料タンクに給油するときに放出される可燃性の蒸気を回収する装置を設けること。
 - ハ 引火点が 40℃未満の危険物を取り扱う給油ノズルは、給油時に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造のものとする。ただし、ロ(3)に規定する可燃性の蒸気を回収する装置を設けた顧客用固定給油設備については、この限りでない。
 - ニ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとするとともに、自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合において顧客に危険物が飛散しないための措置を講ずること。
 - ホ 危規則第 25 条の 2 第 2 号ハの規定にかかわらず、給油ホースは、

- 著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする
- こと。
- ヘ ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止することができる構造とすること。
- ト 1回の連続した給油量及び給油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとする
- こと。
- チ 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとする
- こと。
- 三 顧客に自ら灯油又は軽油を容器に詰め替えさせるための固定注油設備（以下「顧客用固定注油設備」という。）の構造及び設備は、次による
- こと。
- イ 注油ホースの先端部に開放状態で固定できない手動開閉装置を備えた注油ノズル（非ラッチオープンノズル）を設ける
- こと。
- ロ 注油ノズルは、容器が満量となったときに危険物の注入を自動的に停止する構造のものとする
- こと。
- ハ 1回の連続した注油量及び注油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとする
- こと。
- ニ 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとする
- こと。
- 四 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、次に定める措置を講ずること。ただし、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に当該固定給油設備若しくは固定注油設備又は簡易タンクが設置される場合にあつては、この限りでない。
- イ 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。
- ロ 固定給油設備及び固定注油設備には、当該固定給油設備又は固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備及び固定注油設備にあつては、ホース機器。以下この号において同じ。）が転倒した場合において当該固定給油設備及び固定注油設備の配管及びこれらに接続する配管からの危険物の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。
- 五 固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺には、次に定めるところにより必要な事項を表示すること。
- イ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備には、それぞれ顧客が自ら自動車等に給油することができる固定給油設備又は顧客が自ら危

危険物を容器に詰め替えることができる固定注油設備である旨を見やすい箇所に表示するとともに、その周囲の地盤面等に自動車等の停止位置又は容器の置き場所等を表示すること。

- ロ 危規則第 25 条の 3 の規定にかかわらず、顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備にあつては、その給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、ホース機器等の使用方法及び危険物の品目を表示すること。この場合において、危険物の品目の表示は、次の表の左覧に掲げる取り扱う危険物の種類に応じそれぞれ同表の中欄に定める文字を表示するとともに、文字及び地並びに給油ホース等その他危険物を取り扱うために顧客が使用する設備に彩色を施す場合には、それぞれ同表の右欄に定める色とすること。

取り扱う危険物の種類	文字	色
自動車ガソリン（日本産業規格 K 2202 「自動車ガソリン」に規定するもののうち 1 号に限る。）	「ハイオクガソリン」 又は「ハイオク」	黄
自動車ガソリン（日本産業規格 K 2202 「自動車ガソリン」に規定するもののうち 1 号（E）に限る。）	「ハイオクガソリン（E）」又は「ハイオク（E）」	ピンク
自動車ガソリン（日本産業規格 K 2202 「自動車ガソリン」に規定するもののうち 2 号に限る。）	「レギュラーガソリン」又は「レギュラー」	赤
自動車ガソリン（日本産業規格 K 2202 「自動車ガソリン」に規定するもののうち 2 号（E）に限る。）	「レギュラーガソリン（E）」又は「レギュラー（E）」	紫
軽油	「軽油」	緑
灯油	「灯油」	青

- ハ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備以外の固定給油設備又は固定注油設備を設置する場合にあつては、顧客が自ら用いることができない固定給油設備又は固定注油設備である旨を見やすい箇所に表示すること。

- 六 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業（以下「顧客の給油作業等」という。）を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること。

- イ 制御卓は、給油取扱所内で、かつ、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。ただし、給油取扱所内で、かつ、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を監視設備により視認できる位置に制御卓を設置する場合にあっては、この限りでない。
 - ロ 給油中の自動車等により顧客用固定給油設備及び固定注油設備の使用状況について制御卓からの直接的な視認が妨げられるおそれのある部分については、制御卓における視認を常時可能とするための監視設備を設けること。
 - ハ 制御卓には、それぞれの顧客用固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設けること。
 - ニ 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、すべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。
 - ホ 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所内のすべての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器を設けること。
- 七 顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器を設ける場合にあっては、次に定めるところによること。
- イ 可搬式の制御機器には、前号ハに規定する制御装置を設けること。
 - ロ 可搬式の制御機器には、前号ニに規定する制御装置を設けること。

留意事項

- 「自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合において顧客が危険物が飛散しないための措置」とは、スプラッシュガード（ガソリン等が吹きこぼれても人体にかかるのを防ぐためのつば状の部品）を設置すること等が挙げられる。（平成19年3月16日「消防危第61号顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油時の安全対策について」）
- 放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として用いることができる。ただし、当該機器は、有線放送よりも指示の放送が優先されるものであること。（平成10年10月13日消防危第90号「質疑」問9）
- 給油許可（危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にする

こと）を行うことができる場所の範囲は、各給油取扱所のレイアウト等を考慮の上、従業者が適切に監視等を行うことができる範囲となるよう設定することが適当であるため、位置に応じて当該機器の給油許可機能を適切に作動させ、又は停止させるためのビーコン等の機器を配置すること。（令和 2 年 3 月 27 日消防危第 87 号「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」）

- 給油停止機能は、火災その他災害に際して速やかに作動させること等が必要であることから、給油許可を行うことができる範囲を含め、給油空地、注油空地及びその周辺の屋外において作動させることができるようにすること。（令和 2 年 3 月 27 日消防危第 87 号「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」）
- 一斉停止機能は、火災その他災害に際して速やかに作動させること等が必要であることから、給油許可を行うことができる範囲を含め、給油空地、注油空地及びその周辺の屋外において作動させることができるようにすること。（令和 2 年 3 月 27 日消防危第 87 号「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」）
- 給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うこと。（令和 2 年 3 月 27 日消防危第 87 号「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」）

参照

- 「顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準」－平成 10 年 3 月 13 日消防危第 25 号「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」
- 「給油時の安全対策」－平成 19 年 3 月 16 日消防危第 61 号「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油時の安全対策について」

第 11 節 特殊形態の給油取扱所
第 13 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準（屋内）

第 13	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準（屋内）
------	----------------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第 28 条の 2 の 6（顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所の特例）
危規則第 28 条の 2 の 4 の給油取扱所に係る危政令第 17 条第 5 項の規定による同条第 2 項に掲げる基準を超える特例は、危規則第 28 条の 2 の 5（第 4 号中簡易タンクに係る部分を除く）の規定の例によるものとする。

第 14	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例基準（圧縮天然ガス等）
------	---------------------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第 28 条の 2 の 7（顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例）
- 1 危規則第 28 条の 2 の 4 の給油取扱所（圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所及び危規則第 28 条第 1 項の自家用の給油取扱所に該当するものに限る。）に係る危政令第 17 条第 5 項の規定による同条第 3 項に掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。
 - 2 前項の給油取扱所（次項から第 5 項までに定めるものを除く。）は、危規則第 28 条の 2 の 5（圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所及び圧縮水素充填設備設置給油取扱所にあつては、第 4 号イを除く。）の規定に適合しなければならない。
 - 3 第 1 項の給油取扱所（屋内給油取扱所に該当するものに限り、第 5 項に定めるものを除く。）は、前条（圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所にあつては、同条においてその例によるものとされる第 28 条の 2 の 5 第 4 号イを除く。）の規定に適合しなければならない。
 - 4 第 1 項の給油取扱所（圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管を給油空地に設置するもの（次項に定めるものを除く。)) は、第 28 条の 2 の 5（同条第 4 号イのほか、固定給油設備（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱う給油ノズル、給油ホース及び配管に限る。以下この項及び次項において同じ。)) にあつては、同条第 2 号イ、ロ(2)、ニ（顧客に危険物が飛散しないための措置に係る部分を除く。)) 及びホ（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける固定給油設備を設置する場合に限る。)) を除く。)) の規定に適合しなければならない。
 - 5 第 1 項の給油取扱所（圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管を給油空地に設置するもの（屋内給油取扱所に該当するものに限る。)) は、前条（同条においてその例によるものとされる第 28 条の 2 の 5 第 4 号イのほか、固定給油設備にあつては、前条においてその例によるものとされる第 28 条の 2 の 5 第 2 号イ、ロ(2)、ニ（顧客に危険物が飛散しないための措置に係る部分を除く。)) 及びホ（手動開閉装置を開放状態で

固定する装置を備えた給油ノズルを設ける固定給油設備を設置する場合に限る。）を除く。）の規定に適合しなければならない。

第 15	顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の給油取扱所の特例基準（圧縮天然ガス等）
------	--

根拠条文 危規則

○ 危規則第 28 条の 2 の 8（顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の給油取扱所の特例）

1 危規則第 28 条の 2 の 4 の給油取扱所（エタノール等を取り扱う給油取扱所に限る。）に係る危政令第 17 条第 5 項の規定による同条第 4 項に掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の給油取扱所（次項及び第 4 項に定めるものを除く。）は、危規則第 28 条の 2 の 5 の規定に適合しなければならない。

3 第 1 項の給油取扱所（屋内給油取扱所に該当するもの（次項に定めるものを除く。）に限る。）は、危規則第 28 条の 2 の 6 の規定に適合しなければならない。

4 第 1 項の給油取扱所（圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び第 28 条第 1 項の自家用の給油取扱所に該当するものに限る。）は、前条の規定に適合しなければならない。